

◆用語一覧

あ 行

I o T (アイ・オー・ティ)

コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。
(「Internet of Things(=モノのインターネット)」の略)

空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定める計画。

オープンスペース

公園や広場等のゆとりある空間。開けた空間・場所。

インフラ施設

道路、鉄道、公園広場、上下水道、港湾、河川等といった日常生活において根本的な役割を果たす公共的な施設。(インフラは「インフラストラクチャー」の略)

A I (エイ・アイ)

「人工知能」のことで、人間にしかできなかつたような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。(A Iは「Artificial Intelligence」の略)

液状化

地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のこと。主に同じ成分や同じ大きさの砂からなる土が、地下水で満たされている場合に発生しやすいといわれ、地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下等の被害を受ける可能性がある。

沿道サービス施設

主に自動車による利用を目的としたスーパー、飲食店等の商業施設やサービス施設等。

か 行

街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、標準面積が2,500m²の市民に最も身近な公園。

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

○第一次緊急輸送道路：県庁所在地、地方

中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

○第二次緊急輸送道路：第一次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾等)を連絡する道路

○第三次緊急輸送道路ネットワーク：その他の道路

近隣公園

都市公園法の公園種別の一つで、近隣住民等を利用の対象に、面積2haを標準として、運動広場や休養・散策等のための施設が配置される公園。

近隣商業地域

都市計画法に基づいて定める用途地域の一種。【「用途地域の種類」を参照⇒】

景観計画（碧南市景色づくり計画）

景観法に基づき、景観行政団体が、景観行政を進めるために定める計画。本市は2011（平成23）年2月に景観行政団体となり、2021（令和3）年7月に景観計画にあたる「碧南市景色づくり計画」を策定している。

景観重要建造物

景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な建造物として指定するもの。

景観重要樹木

景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が保有する公共施設等について、人口や財政の将来予測を踏まえ、長期的な視点をもって、総合的かつ計画的な管理を推進するために定める計画。

工業専用地域

都市計画法に基づいて定める用途地域の一種。【「用途地域の種類」を参照⇒】

公有水面

公有水面埋立法において定義される「国が所有する河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面」で、公有水面の埋立の規制を図るため、同法で「埋立を行う者は都道府県知事の免許を受けなければならない」等の規定がある。

港湾計画

港湾法に基づき、港湾管理者が、長期的な観点から港湾の開発利用保全の基本を定める計画。

混雑度

道路の混雑の程度を表す指標で、交通の容量に対する実際の交通量の比で示される。混雑度が1.0を超えると、当該道路が混んでいることを示している。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

事前復興まちづくり模擬訓練

大規模地震による被害を想定した上で、被災後のまちづくりについて考える訓練。愛知県では「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム」を2016（平成28）年3月に策定している。

住居専用地域

本計画では、用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域の総称として用いている。【「用途地域の種類」を参照⇒】

集約型都市構造（集約型の都市づくり）

集約型都市構造とは、人口減少・超高齢社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じ、都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市の構造をいう。

こうした都市構造を目指して様々な施策展開を図っていくことを「集約型の都市づくり」と表現している。

重要港湾

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾。その他、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定めるもの。

純化

住宅地の付近に工場等が立地し、著しく住環境を損なう状況等を避けるため、建物用途等を制限した用途地域の指定・変更をする等、一定の土地利用にする考え方のこと。

準工業地域

都市計画法に基づいて定める用途地域の一種。【「用途地域の種類」を参照⇒】

準用河川

河川法が適用されない普通河川のうち、市町村が特に指定した河川を言う。二級河川に関する規定が準用されるためこうよば

れる。

人口集中地区（DID）

国勢調査で設定された区域で、人口密度が1ha当たり40人以上の地区が集合し、合計人口が5,000人以上となる区域。（DIDはDensely（密集した）Inhabited（人が住んでいる）District（地区）の略。）

震災復興都市計画

震災発生後の迅速な都市の復興を目的として定める計画。愛知県では、東日本大震災における都市復興の状況や手続きにおける課題等を踏まえ、2012（平成24）年度に「愛知県震災復興都市計画の手引き」を策定している。

親水

河川や水路等の水とふれあうことにより水に対する親しみを深めること。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として指定された地区。

た 行**地域高規格道路**

規格の高い幹線道路網を形成する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を持ち、概ね60km/h以上の走行サービスを提供する道路。

地価公示

地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が、適正な地価の形成に寄与するために、毎年1月1日時点における標

準地の正常な価格を3月に公示するもの。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況等）が低い「低利用地」の総称。

市街地における「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、空き店舗、工場跡地等が挙げられ、「低利用地」としては、暫定的（一時的）に利用されている資材置場や青空駐車場等が挙げられる。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園ま

たは緑地。

都市施設

都市計画法に規定された施設を言い、道路・鉄道等の交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道等の供給処理施設、教育文化施設等を指す。

都市農業振興基本法・都市農業

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。

この法律において、都市農業とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義されている。

土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

トレンド推計

過去の動向（トレンド）が今後も続くものと仮定して、将来を予測する方法で、過去のデータから統計的手法により、年次（x）とその年次の値（y）との関係式（＝回帰式）を求め、この回帰式に将来年次を代入して将来値を推計するもの。

回帰式は直線回帰、対数回帰、指數回帰、べき乗回帰の4種類があり、過去のトレンドが直線的に推移しているのか、加速度的に増加しているのか等によって相関性（＝相関係数）が異なる。このため、一般的には最も相関係数の高い回帰式を選択して推計を行う。

な 行**日常生活サービス施設**

日常の生活に必要なスーパー、コンビニエンスストア等の商業施設や、医療、福祉等のサービス施設。

は 行**パブリックコメント**

市が計画や条例等を策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民から募集する手続きのこと。

バルク船・バルク貨物

バルク貨物とは、穀物、塩、石炭、鉱石等のように、粉粒体のまま包装せずに積み込まれる貨物（ばら積み貨物ともいう。）で、バルク船はバルク貨物を運ぶ船のこと。

ビッグデータ

従来のデータベース管理システム等では記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

フレーム

人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加えて設定する、市街地として必要と見込まれる面積。本計画では、その算定根拠となる人口及び産業の将来見通しを示している。

ま 行**密集市街地**

老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、道路、公園等の公共施設が十分確保されていない防災上及び住環境上問題のある市街地。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が、都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定める計画。

や 行**野菜指定産地**

野菜生産出荷安定法に基づき、主要な野菜産地として野菜の種別とともに指定される。野菜指定産地では、指定野菜の出荷数量の2分の1以上を指定消費地域（野菜の消費上重要で、相当の人口を有する都市部及びその周辺の地域）に出荷する義務がある。

ユニバーサルデザイン

言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途や形態について制限を行う制度。【「用途地域の種類」を参照⇒】

ら 行

リーマンショック

2008（平成20）年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス（Lehman Brothers Holdings Inc.）が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生した事象。

○用途地域の種類

名 称		概 要
住居系用途地域	第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅、また小中学校等が建築可能。
	第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域。小中学校等のほか、150m ² までの一定の店舗等が建築可能。
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域。病院、大学、500m ² までの一定の店舗等が建築可能。
	第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域。病院、大学等のほか、1,500m ² までの一定の店舗や事務所等必要な利便施設が建築可能。
	第一種住居地域	住居の環境を保護するための地域。3,000m ² までの店舗、事務所、ホテル等が建築可能。
	第二種住居地域	主に住居の環境を保護するための地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等が建築可能。
	準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。劇場、映画館や一定の自動車関連施設等が建築可能。
	田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域。150m ² までの一定の店舗等のほか、農業関連として500m ² までの農産物販売店舗や、農産物の集荷、処理施設等が建築可能。
商業系用途地	近隣商業地域	近隣住宅地の住民への日用品の供給を主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建築可能。
	商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するための地域。銀行、映画館、飲食店、百貨店等のほか、住宅や小規模の工場も建築可能。
工業系用途地	準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するための地域。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建築可能。
	工業地域	主として工業の利便を増進するための地域。どんな工場でも建てられ、住宅、店舗も建築可能だが、学校、病院、ホテル等は建築できない。
	工業専用地域	工業の利便を増進するための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。

◆掲載写真の説明

ページ	写真タイトル	説明
26	大浜てらまち地区の路地	てらまちを巡る路地の保全と活用のため整備し、平成20年度に完成了しました。
38	衣浦豊田道路	令和元年度現在、4車線化工事を実施中です。
38	(都)名古屋碧南線	平成28年度より拡幅のため工事着手し、令和元年度現在は、音羽町から中町にかけて、電線地中化のための工事を実施中です。
53	(都)吉浜棚尾線	高浜市等へのアクセス改善のため整備され、平成29年度に完成了しました。
54	県営油ヶ淵水辺公園	水と緑に親しめる公園として整備され、平成30年度に第一期部分が完成了しました。
60	碧南福祉センターあいくる	地域福祉の拠点施設として整備し、平成26年度にオープンしました。
68	矢作川堤防リフレッシュ道路	矢作川桜づみから中畠橋の区間の整備し、平成28年度に完成了しました。
82	碧南レールパーク	平成16年3月31日に廃線となった名鉄三河線跡地を有効活用し、平成29年度に全長約2.3キロメートルの公園を整備しました。
89	碧南伊勢土地区画整理事業区域	平成24年度に仮換地指定を行い、令和元年度現在、良好な住宅地確保のため整備を進めております。令和3年度に事業が完了する予定です。
89	衣浦港2号地地区の工業用地	新たな工業用地確保のため平成26年度に港湾計画の軽易な変更を行い、平成27年度に整備し、完成了しました。

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成22年3月に策定した碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画(以下「マスタープラン」という。)を改定するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープランの改定に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) マスタープランに基づく都市づくりの実施方法を検討すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が認める者

2 前項に規定する者のほか、専門的知識を有する者をオブザーバーとして委嘱もしくは任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランが改定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市都市計画マスタープラン及び緑

の基本計画策定産業部会及び行政部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員のうちから市長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

（関係者の協力）

第8条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に愛知県職員又はその他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員又はその他関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会及び部会の庶務は、碧南市建設部都市計画課及び碧南市開発水道部都市整備課において処理をする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会名簿

(1) 委員

【平成29年度】

No.	所属団体名等	氏名	備考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口 哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦 三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	金原 功	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村 徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田 和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	斎藤 孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	石川 武範	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷 昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会长	神谷 葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	生田 厚子	
11	(公社) 愛知建築土会碧南支部副支部長	杉浦 盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会长	北村 恒	
13	愛知県交通安全協会碧南支部副支部長	鈴木 泰博	
14	碧南市社会福祉協議会副会長	杉浦 邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会长	祢宜田 知司	
16	(一社) 碧南青年会議所理事長	杉浦 友則	
17	碧南市連絡委員新川地区正幹事	小笠原 保	
18	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	鈴木 哲夫	
19	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	竹原 邦夫	
20	碧南市連絡委員旭地区正幹事	伊藤 金次	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	杉浦 勝美	
22	衣浦港運協会会长	浅野 皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会长	三木 英司	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤 幸子	
25	公募市民	島崎 肇也	

【平成30年度】

No.	所属団体名等	氏名	備考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口 哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦 三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	都築 明	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村 徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田 和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	斎藤 孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	石川 武範	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷 昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会长	神谷 葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	浅井 たみ子	
11	(公社) 愛知建築土会碧南支部副支部長	杉浦 盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会长	中根 孝明	
13	碧南交通安全協会副会長	鈴木 泰博	
14	碧南市社会福祉協議会副会長	杉浦 邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会长	祢宜田 知司	
16	(一社) 碧南青年会議所理事長	杉浦 友則	
17	碧南市連絡委員中央地区正幹事	奥谷 好由	
18	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	倉田 実	
19	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	永坂 俊広	
20	碧南市連絡委員旭地区正幹事	寺尾 裕	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	岩月 信一	
22	衣浦港運協会会长	浅野 皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会长	米田 信幸	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤 幸子	
25	公募市民	島崎 肇也	

【令和元年度】

No.	所属団体名等	氏名	備考
1	名古屋市立大学名誉教授	瀬口 哲夫	委員長
2	碧南商工会議所副会頭	杉浦 三代枝	副委員長
3	碧南市連絡委員幹事会代表幹事	石川 和昌	副委員長
4	碧南商工会議所副会頭	木村 徳雄	
5	碧南商工会議所副会頭	長田 和徳	
6	碧南市商店街連盟会長	斎藤 孝司	
7	大浜漁業協同組合代表理事組合長	平松 常一	
8	碧南市農業委員会副会長	神谷 昌明	
9	碧南市女性団体連絡協議会消費生活保護協会会長	神谷 葉子	
10	碧南市女性団体連絡協議会赤十字奉仕団委員長	浅井 たみ子	
11	(公社) 愛知建築士会碧南支部支部長	杉浦 盛夫	
12	碧南市小中学校校長会会長	角谷 竹虎	
13	碧南交通安全協会副会長	鈴木 泰博	
14	碧南市社会福祉協議会会長	杉浦 邦俊	
15	碧南市老人クラブ連合会会長	祢宜田 知司	
16	(一社) 碧南青年会議所理事長	比嘉 穂治	
17	碧南市連絡委員新川地区正幹事	板倉 幸雄	
18	碧南市連絡委員中央地区正幹事	北村 恒	
19	碧南市連絡委員大浜地区正幹事	高松 透	
20	碧南市連絡委員棚尾地区正幹事	生田 納	
21	碧南市連絡委員西端地区正幹事	杉浦 三雄	
22	衣浦港運協会会長	浅野 皇	
23	臨海工業地帯防災連絡協議会会長	石井 和哉	
24	臨海公園愛護会サンサン代表	伊藤 幸子	
25	公募市民	島崎 肇也	

(2) オブザーバー

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課、愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課、
愛知県知立建設事務所、愛知県衣浦港務所、碧南警察署、衣浦東部広域連合碧南消防署、
碧南市総務部長、碧南市経済環境部長、碧南市建設部長、碧南市開発水道部長

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定産業部会名簿

(1) 部会長等

部会長：碧南商工会議所専務理事 副部会長：(公社) 愛知建築士会碧南支部まちづくり委員長

(2) 部会員

碧南商工会議所〔窯業部会、機械金属部会、食品・醸造部会、繊維部会、建設業部会、交通運輸部会、
理財部会、雑貨部会、サービス業部会〕、碧南市商店街連盟、(一社) 碧南青年会議所

◆碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定行政部会名簿

(1) 部会長等

部会長：建設部長 副部会長：開発水道部長

(2) 担当課

経営企画課、行政課、資産活用課、地域協働課、防災課、福祉課、こども課、高齢介護課、商工課、
農業水産課、環境課、土木港湾課、建築課、下水道課、水道課、庶務課、生涯学習課、文化創造課、
文化財課、スポーツ課

※事務局 … 建設部都市計画課、開発水道部都市整備課（委員会、産業部会、行政部会共通）

◆策定の経緯

月 日	種 別	内 容
平成29年度	12月 市民アンケート調査	・満20歳～79歳の市民2,000人を対象に実施 ・回収票816票（回収率：40.8%）
	12月 18, 19歳アンケート調査	・満18歳～19歳の市民500人を対象に実施 ・回収票98票（回収率：19.6%）
	12月～1月 企業アンケート調査	・碧南市商工会議所所属の企業を対象に実施 ・回収票57票
	12月 中学生アンケート調査	・市内の中学3年生各1クラスを対象に実施 ・回収票162票 ※緑の基本計画に関する内容のみ
	12月 緑化団体アンケート調査	・市内の緑化関係団体21団体を対象に実施 ・回収票20票（回収率：95.2%） ※緑の基本計画に関する内容のみ
	1月23日 第1回行政部会	・碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定の趣旨、策定体制・スケジュール等の確認 ・現行の碧南市都市計画マスタープランの進捗状況に関する各課照会結果の報告
	2月5日 第1回委員会	・碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定の趣旨、策定体制・スケジュール等の確認 ・現行の碧南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の概要の説明
	3月12日 第2回産業部会	・以下の事項について審議 (1)碧南市都市計画マスタープラン「将来目標の設定（骨子）（案）」及び「全体構想（骨子）（案）」 (2)碧南市緑の基本計画「緑のまちづくり目標と基本方針（案）」
	3月16日 第2回行政部会	
	3月28日 第2回委員会	
平成30年度	6月23日～7月6日 第1回地区別懇談会	・市内6地区において実施 ・テーマ『地区の魅力や課題を整理しよう！』 (1)「碧南市都市計画マスタープラン」と「碧南市緑の基本計画」の概要を知ろう。 (2)私たちの地区で、最近よくなったところ、悪くなつたところについて意見を出し合おう。 (3)10年後やその先どんなまちにしたいのか意見を出し合おう。
	7月17日 第3回産業部会	・以下の事項について審議 (1)碧南市都市計画マスタープラン「全体構想（案）」及び「地域別構想（素案）」 (2)碧南市緑の基本計画「緑のまちづくり目標と基本方針（案）」及び「地域別構想（素案）」
	7月18日 第3回行政部会	
	8月20日 第3回委員会	
	9月26日 市議会協議会報告	(1)碧南市都市計画マスタープランの改定について ✓改定の趣旨、改定体制、全体構想（案）について報告 (2)碧南市緑の基本計画の改定について ✓改定の趣旨、現況、基本方針（案）について報告

月 日	種 別	内 容
平成30年度	10月4日 ～10月27日	第2回地区別懇談会 ・市内6地区において実施 ・テーマ『計画見直し案を確認した上で、その実現のために地域で出来ることを考えよう！』 (1)「碧南市都市計画マスターplan」と「碧南市緑の基本計画」の見直し案を確認する。 (2)私たちの地域での活動などについて、具体的に関わるような地域活動のアイデアをだし、実現に向けて話し合おう。
	10月22日	都市計画審議会報告 (1)碧南市都市計画マスターplanの改定について ✓改定の趣旨、改定体制、全体構想(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画の改定について ✓改定の趣旨、現況、基本方針(案)について報告
	11月19日	第4回産業部会 ・以下の事項について審議 (1)碧南市都市計画マスターplan(案) (2)碧南市緑の基本計画(案)
	11月29日	第4回行政部会
	12月17日	第4回委員会 ・地区別懇談会の意見を踏まえ地域別構想(案)を説明
	3月19日	市議会協議会報告 (1)碧南市都市計画マスターplan(案)について ✓経過、地域別構想(案)等について報告 (2)碧南市緑の基本計画(案)について ✓経過、計画目標、地域別構想、緑化重点地区(案)について報告
	3月29日	都市計画審議会報告 (1)碧南市都市計画マスターplan(案)について ✓経過、地域別構想(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画(案)について ✓経過、計画目標、地域別構想、緑化重点地区(案)について報告
	4月1日 ～4月30日	パブリックコメント —
令和元年度	8月20日	第5回産業部会 ・パブリックコメントの結果報告
	8月22日	第5回行政部会 ・碧南市都市計画マスターplan及び碧南市緑の基本計画について最終案の確認
	9月4日	第5回委員会
	9月25日	市議会協議会報告 (1)碧南市都市計画マスターplanについて ✓経過、パブリックコメントの結果、実現化方策(案)について報告 (2)碧南市緑の基本計画について ✓経過、パブリックコメントの結果、実現化方策(案)について報告
	10月3日	都市計画審議会 議題 碧南市都市計画マスターplanについて ✓パブリックコメントの結果報告、計画案全体について審議 議題 碧南市緑の基本計画について ✓パブリックコメントの結果報告、計画案全体について審議

- 注)
 - 「委員会」は碧南市都市計画マスターplan及び緑の基本計画策定委員会の略。
 - 「産業部会」は碧南市都市計画マスターplan及び緑の基本計画策定産業部会の略。
 - 「行政部会」は碧南市都市計画マスターplan及び緑の基本計画策定行政部会の略。



碧南市都市計画マスタープラン

発行 令和元年10月（計画見直し 令和6年12月）

編集 碧南市建設部都市計画課

住所 〒447-8601 碧南市松本町28番地

TEL 0566-41-3311(代表)

URL <https://www.city.hekinan.lg.jp/>